

下関市（豊田地域）生活バス AI オンデマンド・貨客混載実証運行
業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「下関市（豊田地域）生活バス AI オンデマンド・貨客混載実証運行業務」の受託候補者をプロポーザル方式で選定するにあたり、必要な手続を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市（豊田地域）生活バス AI オンデマンド・貨客混載実証運行業務
- (2) 履行場所 下関市豊田町
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 業務内容 別紙1「下関市（豊田地域）生活バス AI オンデマンド・貨客混載実証運行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 見積り限度額

39,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年7月 7日（月）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年7月18日（金）
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年7月22日（火）までに発送
- (4) 質問の受付期間 令和7年7月 7日（月）から令和7年7月11日（金）まで
- (5) 質問に対する回答 令和7年7月17日（木）まで
- (6) 提案書提出期限 令和7年7月30日（水）まで
- (7) プレゼンテーション 令和7年8月 4日（月）
- (8) 選考結果通知 令和7年8月 8日（金）までに発送

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限の日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「調査・研究」小分類「調査・分析」に登録があること。
- (3) 参加申込書の提出期限の日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「コンピュータサービス」に登録があること。
- (4) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (6) 下関市暴力団員排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- (7) 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。

なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。
- (8) 他に審査委員会が必要と判断した項目

※ 共同事業体として参加する場合、(1) 及び (4) ～ (7) については、全ての構成事業者が応募資格を満たし、(2) 及び (3) については、構成事業者のうちいずれかが応募資格を満たすことが要件

となります。

また、共同事業体として参加する場合、事業体内のすべての事業者は、別途、単独又は他の事業体の構成員として応募することができません。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 提案事業者概要（様式2）
- ウ 誓約書（様式3）
- エ 共同事業体協定書兼委任状（様式4）
- オ 他に審査委員会が必要と判断した書類

※ 共同事業体として参加する場合、エの様式により、代表事業者を定めて応募してください。

また、共同事業体として参加する場合、共同事業体内の全ての事業者が、イ及びウの書類を提出してください。

(2) 提出方法

指定した期日までに、持参、郵送もしくは電子メールにて提出してください。

(3) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時まで（必着）

(4) 提出先

「14 提出・問い合わせ先（事務局）」に同じ

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日

参加資格審査完了後、準備が出来次第

なお、参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年7月23日（水）正午までに事務局に電話でご確認ください。

イ 通知方法

電子メール及び郵送

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることが出来るものとします。

7 質問の受付及び回答

（1）質問

ア 提出様式

別紙「質問書（様式5）」のとおり

イ 提出方法

持参、電子メール又はファクシミリ（着信確認の連絡を行ってください。）

ウ 受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）17時まで（必着）

エ 提出先

「14 提出・問い合わせ先（事務局）」に同じ

（2）回答

ア 回答方法

電子メール又はファクシミリ

イ 回答日

令和7年7月17日（木）まで準備が出来次第

※質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載します。

※個別案件に係る質問や軽易な質問については、質問者のみに回答する場合があります。

※競争性の確保に影響する恐れがある内容（参加者数、参加者名等）については、回答しません。

8 提案書作成方法等

（1）提出書類

ア 提案書（任意様式）

・A4サイズの下稿で、10ページを上限とする。

- ・仕様書中の「５．業務内容」の各項目について、具体的実施方法を記載すること。

なお、仕様書中「６．産官学共創に関する要件～７．貨客混載・AI オンデマンドシステムに関する要件」の各項目及び別紙２「評価基準」の内容も考慮の上、作成すること。

イ 見積書（様式６）

（２）提出期限

令和７年７月３０日（水）１７時まで（必着）

（３）提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合には、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用することとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（４）提出部数

提案書 正本１部 副本６部

見積書 １部

※提案書の副本は、参加者等が容易に判別できる表現等を記載しないでください。

※提出書類の全てを PDF 形式で記録した CD-R を１部提出してください。

（５）提出先

「１４ 提出・問い合わせ先（事務局）」に同じ

９ 審査方法

（１）評価基準

別紙２「評価基準」のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーションを実施します。

ア 日程

令和７年８月４日（月）

（時間等の詳細については別途連絡します。）

イ 会場

審査会場にて実施

(詳細は別途連絡します。)

ウ 出席者

3名以内

エ 実施時間

40分以内(説明約20分、質疑・応答約10分、準備・撤去約10分)

オ 貸出物品

机・椅子・スクリーン・プロジェクター

※それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意してください。

カ その他

プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。
プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

(2) 候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、平均総評価点が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、平均総評価点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の多数決により候補者を選定します。

エ 上記にかかわらず、平均総評価点が60点未満の場合には、候補者として選定しません。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書(様式7)により通知します。

また、選定結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を本市のホームページ(トップページ>しごと・事業者>入札・契約・登録>業務委託等の部屋(上下水道局を除く)>プロポーザル情

報)に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1 1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契約の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1 2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者に影響が出るおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

1 3 その他

- (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する

場合があります。

- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積限度額を超過した場合
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市都市整備部都市計画課 担当 岡田

〒750-8521 下関市南部町1番1号（本庁舎東棟3階）

電話083-231-1441 FAX083-231-4799

電子メール tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は令和 7 年 7 月 4 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。